

集団資源回収事業説明資料



仙台市環境局家庭ごみ減量課

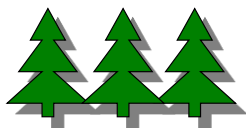
目次

1	集団資源回収の目的	P2
2	集団資源回収の実績	P3
3	回収活動の進め方	P4
	（1）実施計画を立てる	P5-9
	（2）地域へのお知らせ	P10
	（3）回収活動を実施する	P11
	（4）チェックシートの記入方法	P12
4	仙台市の支援 ～奨励金～	P13
	（1）奨励金の交付 ①奨励金の算定基準	P14-15
	（2）奨励金の交付 ②交付の仕組み	P16
	（3）奨励金の交付 ③交付の手続き	P17
	（4）その他の支援	P18
5	団体登録（継続）の手続き・注意事項	P19-20
6	書類等の提出期限について	P21
7	仙台市からのお願い	
	（1）資源物の持ち去りについて	P22
	（2）会社等からの資源物回収について	P23
8	よくある質問	
	（1）各戸回収とステーション回収の併用について	P24
	（2）活動団体の変更・廃止について	P25
	（3）布類の出し方について	P26

1 集団資源回収の目的

資源の再生利用

- ・ 資源や自然の保護
- ・ エネルギーの節約



ごみの減量

- ・ ごみ処理費用の節減
- ・ 埋立処分場の延命化



コミュニティづくり・ 環境教育

- ・ 地域コミュニティの活性化
- ・ ものを大切にする心を育てる



【1 集団資源回収の目的】

集団資源回収の目的としては、

1 資源の再生利用

繰り返し利用することにより、資源や自然の保護、エネルギーの節約などが図られます。

2 ごみ減量

紙類などの資源物の回収により、家庭ごみ量が減少やごみ処理費用の節減、埋立処分場の延命化につながります。

3 コミュニティづくりと環境教育

地域が協力し合い、資源物を回収することにより、コミュニケーションが盛んとなり、コミュニティの活性化につながります。

登録団体のうち、約7割が子供たち主役の子供会となっており、未来を担う子供たちが主役となって行う活動を通じて、リサイクルの重要性を学び、物を大切にする心を育む機会となっています。

2 集団資源回収の実績

- ・昭和48年に通産省(当時)より古紙回収モデル都市に指定
- ・昭和50年より奨励金交付などの支援を開始

①登録団体 約1,300団体

②一団体あたり年平均実施回数 13～14回



【2 集団資源回収の実績】

集団資源回収は、昭和の時代から続いている制度で、仙台市では昭和48年に、全国に先駆けて取り組みが始まった歴史ある制度となっています。

現在の登録団体は約1,300団体となっており、1団体当たり年間13～14回実施しています。

3 回収活動の進め方

(1) 実施計画を立てる

項目	ポイント
①回収日	定期的な日時を設定
②回収品目	(必須)古紙類・布類 (任意)アルミ缶・びん類
③回収方法	各戸回収またはステーション回収
④集積場所	負担のかからないよう配置
⑤役割分担	代表者・広報係・会計係・ 集積場所の見廻り係・清掃係 など

【3 回収活動の進め方】

集団資源回収の活動を進めるために、

- ①回収日
- ②回収品目
- ③回収方法
- ④集積場所
- ⑤役割分担

など、事前に実施計画をたてます。

(1)実施計画を立てる その①・②

～3 回収活動の進め方～

①回収日

「毎月〇回目の日曜日」など覚えやすい日に設定



紙類定期回収の収集日には実施できません

(同日に実施した場合には、奨励金の対象外となります。)

保管庫からの回収時は特に注意!!

②回収品目

古紙類・布類・アルミ缶・びん類



**古紙類と布類は
必ず回収品目にしてください**



【3 回収活動の進め方 (1) 実施計画を立てる ①・②】

① 回収日

「毎月一回目の日曜日」など、地域の方々が利用しやすいよう覚えやすい日を設定します。

ただし、仙台市の月2回の紙類定期回収の収集日に実施した場合、その日の実績分については、奨励金が支払われません。特に、保管庫をご利用されている団体は注意していただき、回収業者と連絡を取りながら実施してください。

② 回収品目

古紙類・布類・アルミ缶・びん類の中から回収品目を決めますが、古紙類と布類は必ず回収品目としてください。

びん類については、一升瓶やビールびんなどの「再使用びん」が対象品目で、リーフレットに記載の種類のびんのみが対象となります。これ以外のびんは、缶・びん・ペットボトルの日に黄色い回収容器に出してください。

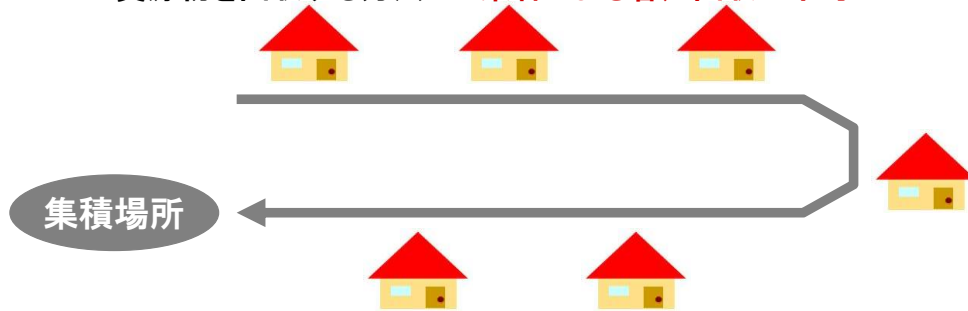
(1)実施計画を立てる その③

～3 回収活動の進め方～

③回収方法

実施団体による各戸回収

実施団体の方が、地域内のお宅を1軒ずつ訪問して
資源物を回収する方法 ※業者による各戸回収は不可



【3 回収活動の進め方 (1) 実施計画を立てる ③-1】

③ 回収方法

回収方法は「各戸回収」と「ステーション回収」の2種類があります。

・ 各戸回収

実施団体の方々が、地域内の住宅を1軒ずつ訪問して資源物を回収する方法で、子供さんの参加の有無は問いません。

あくまでも実施団体の皆さまがお宅を回ることが条件であり、回収業者による各戸回収は、集団資源回収とみなしません。

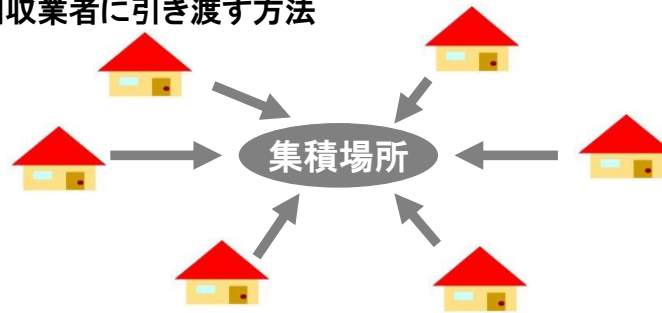
(1)実施計画を立てる その③

～3 回収活動の進め方～

③回収方法

ステーション回収

ごみ集積所などに住民の方が直接資源物を持ち込み、
回収業者に引き渡す方法



【3 回収活動の進め方 (1) 実施計画を立てる ③-2】

・ ステーション回収

決められた場所（ステーション）に住民の方が直接資源物を持ち込み、
回収業者に引き渡す方法です。

(1)実施計画を立てる その④・⑤

～3 回収活動の進め方～

④集積場所

地理的条件や回収方法に合わせて配置



**地域のごみ集積所は町内会等に、その他の場所も
土地の管理者に了承を得て設定してください**

⑤役割分担

代表者のほか、広報・会計・見廻り・清掃など、
実施団体のみなさんで協力を



**マンションでは管理人任せにせず
住人の方々も協力を**

【3 回収活動の進め方 (1) 実施計画を立てる ④・⑤-1】

④ 集積場所

回収車両が出入りしやすい、ある程度広い場所を選んでください。

⑤ 役割分担

集団資源回収は地域の皆さまが協力して行うことを目的としております。役員以外の方にも役割を分担し、協力して実施してください。

マンション管理組合の中には、管理人が実質的に活動しているケースが見られます。

集団資源回収奨励金は、団体の活動に対して支援するという目的からも、マンション管理組合などは管理人任せにせず、住人の方々も役割を分担して、回収活動に主体的に参加してください。

(1)実施計画を立てる その④・⑤

～3 回収活動の進め方～

集団資源回収登録業者の中から、回収業者を選び、
実施日・回収品目・集積場所・**回収方法**など
実施計画の内容をしっかりと伝えてください。



登録業者の一覧は「集団資源回収のてびき」および
仙台市ごみ減量・リサイクル情報総合サイト「ワケルネット」
(<http://www.gomi100.com/3r/recycle/traders.php>)に掲載

【3 回収活動の進め方 (1) 実施計画を立てる ④・⑤-2】

実施内容が決まったら、資源物を回収してもらう業者を決め、実施日や集積場所などの打合せを行います。

業者は一年ごとの登録制になっており、その年度の登録業者は、3月にお送りする「集団資源回収のてびき」に一覧として掲載します。

(2) 地域へのお知らせ

～3 回収活動の進め方～

配布しているリーフレットの
回覧・掲示により、実施日、
実施方法を地域の方に
お知らせください。

 **ごみ集積所の収集曜日
ステッカーは、集団資源
回収の広報には使用
しないでください。**



【3 回収活動の進め方 (2) 地域へのお知らせ】

自分の住んでいる地区で集団資源回収を実施していることを知らない人が多くみられます。

仙台市から代表者の方にお送りする「回覧用リーフレット」などをご活用いただき、前もって活動日や集積場所などをお知らせください。

なお、ごみ集積所に設置している収集曜日ステッカーは、仙台市が行っているごみ収集日をお知らせするものですので、集団資源回収の広報に使用することはできません。

(3)回収活動を実施する

～3 回収活動の進め方～

活動内容	
準備 ↓	・ 回収業者への連絡 ・ 地域住民への広報⇒チラシ配布・回覧・ポスター掲示 ・ 担当者への呼びかけ ・ 集積場所への表示幕の掲示
実施 ↓	★各家庭から資源物を集めてまわる(各戸回収の場合) ★集積場所の見廻り ★回収物の整理整頓 ・ 回収業者への引渡し時に立会い
片付け	★集積場所の清掃⇒取り残し物の確認・回収・清掃 ・ 回収業者からの伝票の受取・保管

【3 回収活動の進め方 (3) 回収活動を実施する】

実施計画の作成と地域へのお知らせが終了したら、いよいよ回収活動の実施になります。

- ・ 実施当日は、各戸回収の場合は各家庭からの資源物の回収、ステーション回収の場合は集積場所の見廻りから始まります。
- ・ その後は、集まった回収物を整理し、回収業者へ引き渡します。
- ・ 業者に引き渡した後は、取り残しがないかどうか確認も併せて集積場所の清掃を行います。

集団資源回収で集めた資源物を不正な業者が持ち去っているという情報が寄せられています。引き渡し時には立ち会っていただくとともに、集積場所の見廻りや清掃など、★マークの項目については最低限実施してください。

(4)チェックシートの記入方法

～3 回収活動の進め方～

回収活動の内容と、活動人数を記入しておきます。

回収活動の内容	実施日	4月14日	5月12日
★集積場所の見廻り		☒	☒
★回収物の整理整頓		☒	☒
・ 回収業者への引渡し時の立会い		☒	☒
上記活動に従事した人数		12人	5人

**※奨励金交付申請時にご提出いただきますので、
実績伝票と一緒に大切に保管してください。**

【3 回収活動の進め方 (4) チェックシートの記入方法】

活動終了後は、代表者の方にお送りしているチェックシートに活動内容を記録してください。

このチェックシートは、奨励金交付申請の際に申請書と共に仙台市に提出することになりますので、毎回必ず記入し、なくさないよう大切に保管してください。

4 仙台市の支援 ～奨励金～

**実施団体の積極的な地域コミュニティ活動を支援
(奨励)するために、年2回、奨励金を交付しています。**



**実施団体の皆さんで協力して、
積極的に回収活動を行ってください。**

**交付された奨励金は
適正な管理、執行を！**



【4 仙台市の支援】

仙台市では、実施団体の積極的な地域コミュニティ活動を支援するため、年2回、回収量などに応じて奨励金を交付しています。

交付された奨励金につきましては、適正な管理と執行を心掛けてください。

(1) 奨励金の交付 ① 奨励金の算定基準

～4 仙台市の支援～

■ 奨励金の算定基準

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{半期分} \\ \text{奨励金} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{実施回数割額} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{回収量割額} \\ \hline \end{array}$$

月1回の実施……1,000円 × 実施月数
月2回以上の実施……2,000円
3.5円又は4.0円 × 回収量(kg)

- ・ 実施回数割額2,000円は、「紙類定期回収と異なる週」に月2回以上実施していることが条件です。
- ・ 回収量割額4.0円は、対象地域の全世帯で「実施団体による各戸回収」を実施していることが条件です。

紙類定期回収と同日に実施した場合は、奨励金交付の対象とはなりません

【4 仙台市の支援 (1) 奨励金の交付 ① 奨励金の算定基準】

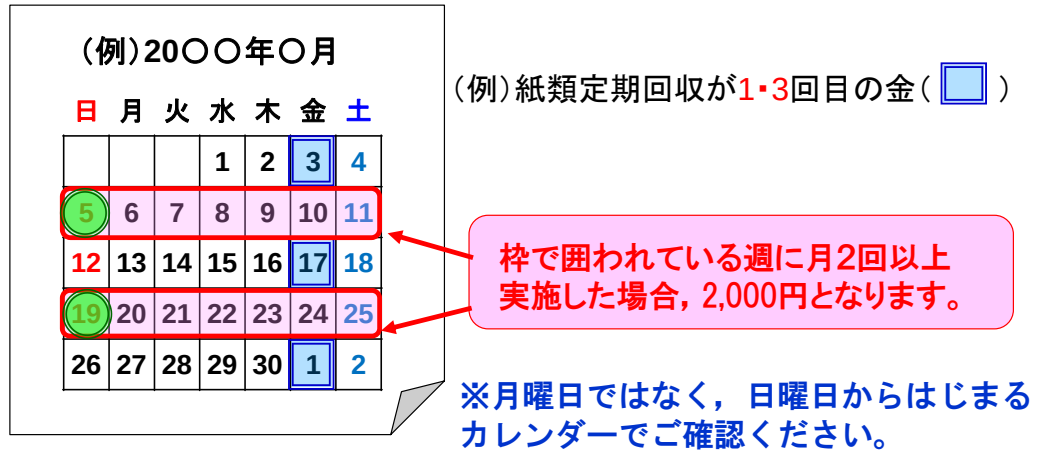
奨励金は、「実施回数割額」と「回収量割額」により金額が決まります。

- ・ 「実施回数割額」は、ひと月に実施した回数と月数により算定され、ある月に1回実施された場合は1,000円、2回以上実施された場合は2,000円がその月の実施回数割額となります。
ただし、実施回数割額2,000円については、「紙類定期回収と異なる週に月2回以上実施している」ことが条件となります。この点につきましては次のページで説明します。
- ・ 「回収量割額」は、回収量に応じて算定され、回収方法により1kgあたり3.5円または4円で計算されます。
「対象地域の全世帯で実施団体による各戸回収」を実施している場合は4円となり、各戸回収が実施地域の一部の場合やステーション回収を行っている場合は3.5円となります。
また、マンション等、集合住宅のみで回収している場合は、どのような方法でも全て3.5円となります。
5ページでも説明しましたが、紙類定期回収と同日に実施した場合は、奨励金交付の対象となりませんのでご注意ください。

(1) 奨励金の交付 ① 奨励金の算定基準

～4 仙台市の支援～

■「紙類定期回収と異なる週」の考え方



【4 仙台市の支援 (1) 奨励金の交付 ① 奨励金の算定基準】

前ページの「実施回数割額2,000円」の条件となる、「紙類定期回収と異なる週に2回以上実施している」の考え方について説明します。

上記カレンダーで、例えば紙類定期回収が1・3回目の金曜日の地区の場合、4月3日・4月17日・5月1日が紙類定期回収日になり、枠で囲われている週に合計2回以上実施した場合、2,000円となります。

例えば、集団資源回収の実施日が、○で囲われた5日と19日の1・3回目の日曜日に実施した場合には、実施回数割額は2,000円となります。

それ以外の週に実施した場合には、2回以上実施しても実施回数割額は1,000円となってしまいますのでご注意ください。

また、月をまたぐ場合でも、同じ週とみなしますのでご注意ください。

例えばこのカレンダーの、26・27・28・29・30日に実施した場合、5月1日が紙類定期回収ですので、月はまたぎますが「紙類定期回収と同じ週」とみなします。

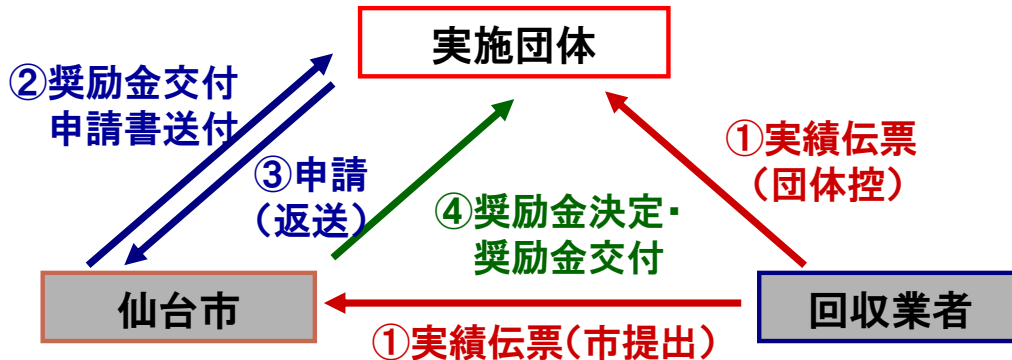
なお、ここで説明しているのは「月2回以上実施する団体」が、「1,000円になるか2,000円になるかの基準」についてです。

月に1回実施している団体や、2～3ヶ月に1回実施している団体につきましては、紙類定期回収と同じ日でなければ必ず1,000円は交付されることになります。

(2) 奨励金の交付 ② 交付の仕組み

～4 仙台市の支援～

■ 交付の仕組み



【4 仙台市の支援 (2) 奨励金の交付 ② 交付の手続き】

奨励金交付の仕組み（流れ）を表した図です。

集団資源回収を実施すると、回収業者から実施団体の皆さまと仙台市に対し、回収実績を記入した「実績伝票」が提出されます。（①の線）

年に2回、仙台市では上記実績伝票に基づき半年分の実績を集計し、実施日や回収実績が記載された「奨励金交付申請書」を実施団体の代表者の方に送付します。（②の線）

交付申請書を受け取りましたら、記載された実施日や回収実績などが正しいかどうか、実施団体で保管している実績伝票により確認を行い、仙台市に返送・申請してください。（③の線）

仙台市では、実施団体から提出された交付申請書に基づいて奨励金の金額を決定し、実施団体の指定口座に振り込みます。（④の線）

なお、仙台市では、実績伝票に記載されている数値について、回収業者が回収品目を持ち込んだ古紙問屋で作成する計量票の数値と照らし合わせて確認を行っています。その計量票については、国の法律に基づき定期検査を行っている機械により計量した数値となっています。

(3) 奨励金の交付 ③ 交付の手続き

～4 仙台市の支援～

■ 交付の手続き

【前年度下期分(10～3月実施)】

5月: 奨励金交付申請書・チェックシート提出

6月: 奨励金交付

【今年度上期分(4～9月実施)】

11月: 奨励金交付申請書・チェックシート提出

12月: 奨励金交付



**提出期限を過ぎると、奨励金は交付
できませんのでご注意ください！**

【4 仙台市の支援 (3) 奨励金の交付 ③ 交付の手続き】

奨励金の交付は年2回です。

- ・ 前年度下期分（前年10月から今年3月までの分）の奨励金については、5月に申請書をお送りしますので、申請書とチェックシートを提出してください。
- ・ 今年度上期分（4月から9月までの分）については、11月に申請書をお送りしますので、申請書とチェックシートを提出してください。

※ 注意

奨励金は、申請書の提出期限を過ぎると交付できなくなることがあります。必ず提出期限を守ってください。

(4)その他の支援

～4 仙台市の支援～

■ 広報用印刷物の配布

集団資源回収のてびき

回覧用リーフレット

集団資源回収ニュース

ホームページ「ワケルネット」

■ 集団資源回収表示幕の配布

集積場所を明示するための表示幕を配布します。

(持ち去り防止にもなります)



【4 仙台市の支援 (4) その他の支援】

広報用印刷物の配布

- ・ 年に1回、3月中旬に「集団資源回収のてびき」と「回覧用リーフレット」をその年度の代表者の方にお送りいたします。新年度に代表者が変わる団体につきましては、新しい代表者に引き継いでいただきますようお願いいたします。
- ・ 年に2回、6月と12月の奨励金決定通知書と併せ、半期分の回収実績や仙台市からのお知らせなどの情報を掲載した、「集団資源回収ニュース」を代表者の方にお送りしますので、班内で回覧を行ってください。
- ・ 仙台市のごみ減量・リサイクルの情報総合サイト「ワケルネット」で、仙台市のごみに関する情報やイベント情報などを発信しており、地域でのごみ関係の啓発に使用できるデザインなどをダウンロードできるようになっていますので、ぜひ集団資源回収の啓発にもご活用ください。

集団資源回収表示幕の配布

集積場所を明示するための「集団資源回収表示幕」を希望する団体に配布しています。表示幕は黄色い「のぼり旗」タイプの幕で、持ち去り防止にも役立ちますので、希望される場合は家庭ごみ減量課までご連絡ください。

5 団体登録(継続)の手続き・注意事項①

■団体登録申請の提出書類

- ・団体登録申請書(代表者・副代表者, 奨励金振込口座)
- ・実施計画書(実施予定日, 回収方法)
- ・集積場所の地図
- ・通帳の写し(個人名・会社名義・他団体名義は不可)

※申請書等の書類は, 3月中旬にその年度の代表者にお送りいたします。

**団体登録(継続)の
提出期限は必ず守ってください！**



提出期限を過ぎると, 団体登録(継続)はできませんのでご注意ください！

【5 団体登録(継続)の手続き・注意事項①】

集団資源回収を実施される団体は, 継続の場合でも毎年更新手続きが必要となります。次年度の団体登録(継続)申請書は, 3月中旬にその年度の代表者の方にお送りしますので, 期限までに提出してください。

(ご提出いただくもの)

- ・「団体登録申請書」(代表者・副代表者の連絡先, 奨励金振込み口座・通帳の写し, 集積場所の地図など)
- ・「実施計画書」(実施日や回収方法など)

※ 代表者は, 子供会や町内会の会長である必要はありません。実施団体を取りまとめていただける方, 仙台市からの連絡や文書の送付先となっていていただける方となります。

副代表者は代表者に連絡がつかない場合連絡させていただきますので, 必ずご記入ください。また, 代表者・副代表者にかかわらず, できるだけ日中に連絡の取れる電話番号をご記入ください。

なお, 奨励金の振込み口座につきましては, 団体名の口座に限らせていただきます。個人や会社名義, 他団体名義の口座は指定できませんのでご注意ください。

提出期限を過ぎると新規団体として取り扱うことになり, 4月1日から申請書が提出された日までの回収分については, 奨励金はお支払いできませんので, 継続される場合は必ず期限までに提出していただきますようお願いいたします。

5 団体登録(継続)の手続き・注意事項②

■代表者の登録について

 マンション管理人は、代表者として登録できません

■登録内容の変更について

 年度途中で代表者が変わる場合、奨励金振込口座を変更する場合には、速やかに変更届を提出してください

【5 団体登録（継続）の手続き・注意事項②】

- ・ マンション管理組合の場合、管理人は代表者として登録することはできません。理事長または管理組合の組合員の方を代表者とし、必ず、氏名、住所、電話番号などを登録してください。
- ・ 年度当初に登録した団体登録の内容に変更がある場合には、仙台市に変更届を提出してください。

特にご注意くださいのが、「代表者の変更」と「振込口座の変更」です。

奨励金交付の時期になって代表者が代わっていたために、奨励金交付申請の手続きが遅れるケースが見受けられます。

代表者が変更になる場合は必ず新しい方に事務の引継ぎを行ったうえで、速やかに変更届を提出してください。

また、同じく奨励金交付の段階になって、指定口座が解約されたため振り込めないケースがあります。振込口座を変更した場合は、変更届に通帳の写しを添付のうえ、速やかに仙台市まで提出してください。

6 書類等の提出期限について

■書類の提出期限は守ってください

集団資源回収では、奨励金交付申請書や団体登録申請書(継続)の提出が必要となります。



提出期限を過ぎた場合には、奨励金の交付や団体登録(継続)はできません

【6 書類等の提出期限について】

奨励金の交付申請や、団体登録申請などの提出が遅れる団体が見受けられます。

書類の提出期限を過ぎた場合は、奨励金の交付や継続の団体登録ができなくなってしまうこともありますので、必ず期限までに提出していただきますようお願いいたします。

(1) 資源物の持ち去りについて

～7 仙台市からのお願い～

■集めた資源物を持ち去られないよう ご注意ください。

集めた資源物の見廻りや回収業者による回収の際の立会い、集団資源回収表示幕の掲示等、持ち去られないよう防止策をご検討下さい。



【7 仙台市からのお願い (1) 資源物の持ち去りについて】

資源物を集めた後、回収業者が回収するまでの間に何者かに持ち去られるというケースがあります。

実施団体の皆さまで集めて資源物の見廻りや、回収業者による回収の際の立会い、集団資源回収表示幕の掲示等の防止策を講じていただきますようお願いいたします。

また、仙台市が回収している月2回の紙類回収や、週1回の缶・びん・ペットボトルの回収日に集積所に出された資源物について、集団資源回収のために持ち出すことのないようお願いいたします。

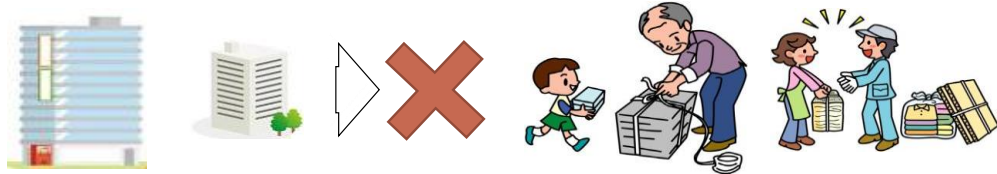
定期回収日に出された資源物は、集積所に出された時点で市民の方々が仙台市に対して排出した資源物となり、市ではこれらを売却して貴重な財源としております。

過去に集積所から資源物を抜き取られた際に、警察に通報するなど厳正に対処したこともございますので、持ち出しすることのないようお願いいたします。

(2) 会社等からの資源物について

～7 仙台市からのお願い～

■ 商店や会社からの資源物を集めることはできません



事業活動に伴って排出された資源物は、事業者責任において適正に処理する必要があります。

【7 仙台市からのお願い (2) 会社等からの資源物について】

集団資源回収では、商店や会社から出た紙類等を集めることはできません。

会社等の事業活動に伴って排出されたごみは、事業者が自らの責任において適正に処理しなければならないことが法律で定められております。

集団資源回収は、家庭から出た資源物を対象としています。会社等から排出される資源物は、集団資源回収に出すことはできません。また、奨励金の対象にもなりませんのでご注意ください。

(1)各戸回収とステーション回収の 併用について

～8 よくある質問～

Q1 月によって、各戸回収とステーション回収を併用することは可能でしょうか。

A1 可能です。

**団体登録申請書とあわせてご提出いただく
「実施計画書」に4月は各戸、5月はステーション
などと分けてご記入ください。**

**※同じ日に、ある区画では各戸回収、それ以外の区画では
ステーション回収、と混在する場合はステーション回収
として申請してください。**

【8 よくある質問 (1) 各戸回収とステーション回収の併用について】

一つの団体で、ある月は各戸回収、別の月にステーション回収と、併用して実施していただいても問題ありません。

その場合は、年度ごとに提出いただく団体登録申請書と合わせて提出する「実施計画書」に、例えば4月は各戸回収で、5月はステーション回収で、というようにそれぞれご記入ください。

なお、複数の団体を合併するなどして、同じ日に各戸回収とステーション回収が混在する形で実施される場合は、「ステーション回収」となります。各戸回収は、対象地域の全世帯で実施団体による各戸回収を行っている場合となります。

(2)活動団体の変更・廃止について

～8 よくある質問～

**Q2 子供会が解散することとなり、町内会・自治会などで活動を継承したいと思います。
必要な手続きについて教えてください。**

**A2 解散・廃止される場合は、廃止届をご提出いただきます。
活動を継承する団体については、新規団体としてご登録いただく必要がありますので、登録申請書をご提出いただきます。**

【8 よくある質問 (2) 活動団体の変更・廃止について】

- ・ 子供会等で活動の継続が困難となり、解散や廃止される場合は、団体の廃止届の提出が必要です。
なお、解散や廃止される場合、奨励金の振り込みができなくなりますので、奨励金が交付されるまでは通帳の解約などをするのしないようお願いします。
- ・ 同じ地域の町内会・自治会などで活動を継承される団体がある場合には、継承される団体を新たに登録いただく必要がありますので、新規の登録申請書を提出してください。

(3) 布類の出し方について

～8 よくある質問～

Q3 布類の出し方について教えてください。

A3 出し方のポイント

- ①洗濯する
- ②透明な袋に入れる
- ③袋の口をしぼる

布団やマットレス，作業服・制服，汚れたもの，濡れたものは集めません。

【8 よくある質問 (3) 布類の出し方について】

洗濯できるものは洗濯した上で，透明な袋に入れ，袋の口をキチンとしぼって出してください。

なお，布団や座布団，カーペットやマットレスのほか，作業服や制服，合羽などの雨具，汚れているものや濡れたままの衣類は集めませんのでご注意ください。